

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

- 東京都都税条例の規定による納期限等の期日指定 (二件) ..... (主税局税制部税制課) ..... 一
- 保安林の指定施業要件の変更予定 ..... (産業労働局農林水産部森林課) ..... 二
- 保安林の指定施業要件の変更 ..... (同) ..... 三
- 政治団体の収支報告書の要旨 (平成二十五年分第一四回) ..... 三
- 政治団体の収支報告書の要旨 (平成二十六年分第一二回) ..... 四
- 政治団体の届出 ..... 四
- 政治団体の届出事項の異動の届出 ..... 二
- 政治団体の解散の届出 ..... 二
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出 ..... 五
- 資金管理団体の取消しの届出 ..... 六
- 技能検定員審査の実施 ..... 七
- 教習指導員審査の実施 ..... 八

告 示 (消)

## 告 示

### ●東京都告示第千八百十七号

東京都都税条例 (昭和二十五年東京都条例第五十六号) 第十七条の二第一項の規定により、平成二十八年東京都告示第九百四十八号 (東京都都税条例の規定による納期限等の延長) において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる指定地域に住所又は居所の所在地 (納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地 (本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合) においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。) がある納税者に係るものについては、法人の都民税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、地方消費税並びに都たばこ税に係るものに限り、その納期限等が平成二十八年四月十四日から同年十一月二十九日までの間に到来するものについて、同月三十日とする。

平成二十八年十一月四日

東京都知事 小 池 百合子

### ●東京都告示第千八百十八号

東京都都税条例 (昭和二十五年東京都条例第五十六号) 第十七条の二第一項の規定により、平成二十八年東京都告示第九百四十八号 (東京都都税条例の規定による納期限等の延長) において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる指定地域に住所又は居所の所在地 (納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地 (本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合) においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。) がある納税者に係るものについては、法人の都民税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、地方消費税並びに都たばこ税に係るものに限り、その納期限等が平成二十八年四月十四日から同年十二月十五日までの間に到来するものについて、同月十六日とする。

平成二十八年十一月四日

東京都知事 小 池 百合子

○ たき火禁止区域の指定 ..... 一

公 告

○ 土地区画整理組合の理事の失職及び就任 ..... 二

..... (都市整備局市街地整備部区画整理課) ..... 二

○ 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出 ..... 三

..... (下水道局) ..... 三

○ 東京都指定排水設備工事事業者の指定 ..... (同) ..... 三

熊本県	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、
県名	地方公共団体名
指定地域	

山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、同郡南関町、同郡長洲町、同郡和水町、菊池郡大津町、同郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、同郡小国町、同郡産山村、同郡高森町、上益城郡嘉島町、同郡甲佐町、同郡山都町、八代郡水川町、葦北郡芦北町、同郡津奈木町、球磨郡錦町、同郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡相良村、同郡五木村、同郡山江村、同郡球磨村、同郡あさぎり町、天草郡苓北町	
県名	地方公共団体名
指定地域	

熊本県 熊本市、阿蘇郡西原村、同郡南阿蘇村、上益城郡御船町、同郡益城町

●東京都告示第千八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十一月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
青梅市・八王子市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青梅市・あきる野市・八王子市・西多摩郡奥多摩町・同郡日の出町（以上三市二町について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
八丈島八丈町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年十一月四日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨 (平成25年分第4回)		1 収入総額	円
政治団体の名称	社会民主党世田谷経堂支部		
報告年月日	平成28年 2月 4日		
1 収入総額		344,929	円
前年繰越額		344,929	
本年収入額		0	
2 支出総額		0	
(翌年への繰越額)		344,929	
政治団体の名称 中島よしきを応援する会			
報告年月日	平成28年 8月 9日		
1 収入総額		102,800	円
前年繰越額		83,600	
本年収入額		19,200	
2 支出総額		0	
(翌年への繰越額)		102,800	
3 本年収入の内訳			
寄附の総額		19,200	
政党匿名分を除く寄附の額		19,200	
政治団体からの寄附		19,200	
政治団体の名称 無所属フォーラム			
報告年月日	平成28年 8月 9日		

●東京都選挙管理委員会告示第百五十四号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)。以下

「法」という。)第十二条第一項の規定による政治団体の  
 収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定  
 により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年十一月四日

東京都選挙管理委員会

<p>政治団体の収支報告書の要旨 (平成26年分第2回)</p> <p>政治団体の名称 社会民主党世田谷選挙支部          報告年月日 平成28年 2月 4日</p> <p>1 収入総額 344,929 円          前年繰越額 344,929          本年収入額 0</p> <p>2 支出総額 344,929 円          (翌年への繰越額)</p> <p>政治団体の名称 藤田のりひこ後援会          国會議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号及び第2号</p> <p>公職の候補者の氏名 藤田 憲彦          衆議院議員          公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員          資金管理団体の届出をした者の氏名 藤田 憲彦          衆議院議員          資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員          報告年月日 平成28年 3月 7日</p> <p>1 収入総額 8,208,896 円          前年繰越額 6,254,929          本年収入額 1,953,967</p> <p>2 支出総額 7,130,284 円          (翌年への繰越額) 1,078,612</p> <p>3 本年収入の内訳 寄附の総額 1,862,179</p>		<p>政党匿名分を除く寄附の額 1,862,179</p> <p>個人からの寄附 1,793,835</p> <p>政治団体からの寄附 68,344</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業による収入 91,788</p> <p>メールマガジン発行事業 91,788</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 1,264,129</p> <p>人件費 346,000</p> <p>備品・消耗品費 320,981</p> <p>事務所費 597,148</p> <p>政治活動費 5,866,155</p> <p>組織活動費 1,079,965</p> <p>選挙関係費 1,741,391</p> <p>調査研究費 69,840</p> <p>その他の経費 2,974,959</p> <p>5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの) (寄附者)</p> <p>(個人からの寄附)</p> <p>山田 ひろ子 (金額) 100,000 (住所) 大田区          平松 庚三 100,000 世田谷区          小林 剛 55,555 渋谷区          矢野 智 120,000 練馬区          中村 嘉秀 300,000 大田区          田中 基茂 200,000 大田区</p>		<p>山田 和彦 500,000 大田区</p> <p>6 資産の内訳</p> <p>貸付金 (貸付先) (貸付残高)</p> <p>藤田 憲彦 2,974,959 円</p> <p>政治団体の名称 くしぶち万里後援会          国會議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第2号</p> <p>公職の候補者の氏名 榊刈 万里          公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員          報告年月日 平成28年 5月31日</p> <p>1 収入総額 366,298 円          前年繰越額 366,298          本年収入額 0</p> <p>2 支出総額 0 円          (翌年への繰越額) 366,298</p> <p>政治団体の名称 奥山たえこと杉並を掛す会          資金管理団体の届出をした者の氏名 奥山 妙子          資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員          報告年月日 平成28年 3月31日</p> <p>1 収入総額 210,453 円          前年繰越額 200,453          本年収入額 10,000</p>	
--	--	---	--	---	--

<p>2 支出総額 (翌年への繰越額) 205,869</p> <p>3 本年収入の内訳 寄附の総額 10,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 10,000</p> <p>個人からの寄附 10,000</p>	<p>政治活動費 機関紙誌の発行その他の事業費 196,480</p> <p>宣伝事業費 196,480</p>	<p>政治団体の名称 後藤たかあき後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 後藤 高顕 資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成28年 1月18日</p>
<p>4 支出の内訳 経常経費 4,584</p> <p>事務所費 4,584</p>	<p>政治団体の名称 菊池健と小金井を語る会 資金管理団体の届出をした者の氏名 菊池 健 資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成28年 3月22日</p>	<p>1 収入総額 13,939</p> <p>前年繰越額 13,939</p> <p>本年収入額 0</p> <p>2 支出総額 (翌年への繰越額) 13,939</p> <p>政治活動費 100,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 100,000</p> <p>政治団体からの寄附 100,000</p>
<p>政治団体の名称 風間ゆたか後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 風間 裕 資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成28年 4月11日</p> <p>1 収入総額 1,847,937</p> <p>前年繰越額 1,847,937</p> <p>本年収入額 0</p> <p>2 支出総額 888,780</p> <p>(翌年への繰越額) 959,157</p> <p>3 支出の内訳 経常経費 693,300</p> <p>人件費 600,000</p> <p>光熱水費 45,800</p> <p>備品・消耗品費 47,500</p>	<p>政治団体の名称 くりした善行後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 栗下 善行 資金管理団体の届出に係る公職の種類 都道府県議会議員 報告年月日 平成28年 4月11日</p> <p>1 収入総額 74,269</p> <p>前年繰越額 74,269</p> <p>本年収入額 0</p> <p>2 支出総額 (翌年への繰越額) 74,269</p>	<p>政治団体の名称 後藤たかあき後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 野澤 菜奈 資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員</p> <p>1 収入総額 130,101</p> <p>前年繰越額 30,101</p> <p>本年収入額 100,000</p> <p>2 支出総額 (翌年への繰越額) 10,101</p> <p>3 本年収入の内訳 寄附の総額 100,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 100,000</p> <p>政治団体からの寄附 100,000</p> <p>4 支出の内訳 政治活動費 120,000</p> <p>その他の経費 120,000</p> <p>5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの) (寄附者) (政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地) 民主党東京都総支部連 100,000 新宿区 合会</p>

<p>報告年月日 平成28年 3月31日</p> <p>1 収入総額 600 円</p> <p>前年繰越額 600</p> <p>本年収入額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(翌年への繰越額) 600</p>	<p>備品・消耗品費 66,880</p> <p>政治活動費 314,350</p> <p>組織活動費 85,000</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 229,350</p> <p>その他の事業費 229,350</p>	<p>(政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地)</p> <p>みんなの党東京都支部 250,000 千代田区</p>
<p>政治団体の名称 宮本かずみ後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 宮本 和美</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員</p> <p>報告年月日 平成28年 3月31日</p> <p>1 収入総額 391,184 円</p> <p>前年繰越額 7,184</p> <p>本年収入額 384,000</p> <p>2 支出総額 381,230</p> <p>(翌年への繰越額) 9,954</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 150,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 150,000</p> <p>個人からの寄附 150,000</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業による収入 234,000</p> <p>市政報告会 234,000</p> <p>4 支出の内訳 66,880</p> <p>経常経費</p>	<p>政治団体の名称 1. カントの永遠平和論による準備停止の会</p> <p>報告年月日 平成28年 7月 4日</p> <p>1 収入総額 0 円</p> <p>2 支出総額 0</p>	<p>政治団体の名称 大田区未来の会</p> <p>報告年月日 平成27年10月21日</p> <p>1 収入総額 0 円</p> <p>2 支出総額 0</p>
<p>1 収入総額 391,184 円</p> <p>前年繰越額 7,184</p> <p>本年収入額 384,000</p> <p>2 支出総額 381,230</p> <p>(翌年への繰越額) 9,954</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 150,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 150,000</p> <p>個人からの寄附 150,000</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業による収入 234,000</p> <p>市政報告会 234,000</p> <p>4 支出の内訳 66,880</p> <p>経常経費</p>	<p>政治団体の名称 石川さえた後援会</p> <p>報告年月日 平成27年12月 9日</p> <p>1 収入総額 250,000 円</p> <p>前年繰越額 0</p> <p>本年収入額 250,000</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(翌年への繰越額) 250,000</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 250,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 250,000</p> <p>政治団体からの寄附 250,000</p> <p>4 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの) (寄附者)</p>	<p>政治団体の名称 オンズズマンみなと</p> <p>報告年月日 平成28年 1月22日</p> <p>1 収入総額 50,000 円</p> <p>前年繰越額 50,000</p> <p>本年収入額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(翌年への繰越額) 50,000</p>
<p>1 収入総額 391,184 円</p> <p>前年繰越額 7,184</p> <p>本年収入額 384,000</p> <p>2 支出総額 381,230</p> <p>(翌年への繰越額) 9,954</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 150,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 150,000</p> <p>個人からの寄附 150,000</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業による収入 234,000</p> <p>市政報告会 234,000</p> <p>4 支出の内訳 66,880</p> <p>経常経費</p>	<p>政治団体の名称 オンリーワン小金井を創る市民会議</p> <p>報告年月日 平成28年 3月30日</p> <p>1 収入総額 7,339 円</p>	<p>政治団体の名称 オンリーワン小金井を創る市民会議</p> <p>報告年月日 平成28年 3月30日</p> <p>1 収入総額 7,339 円</p>

<p>前年繰越額 7,339                      本年収入額 0                      2 支出総額 0                      (翌年への繰越額) 7,339</p>	<p>(翌年への繰越額) 1,000                      3 資産の内訳                      借入金                      (借入金) (借入残高)                      柴崎 健一 2,800,000 円</p>	<p>1 収入総額 774,320 円                      前年繰越額 469,223                      本年収入額 305,097                      2 支出総額 302,343                      (翌年への繰越額) 471,977</p>
<p>政治団体の名称 K i r i K i r i クラブ                      報告年月日 平成28年 3月29日 円                      1 収入総額 167,240                      前年繰越額 167,240                      本年収入額 0                      2 支出総額 0                      (翌年への繰越額) 167,240</p>	<p>政治団体の名称 市民派無所属西東京                      報告年月日 平成28年 3月31日 円                      1 収入総額 0                      2 支出総額 0</p>	<p>3 本年収入の内訳                      個人の負担する党費又は会費 305,000                      その他の収入 (5人) 97                      1件 10万円未満のもの 97                      4 支出の内訳                      経常経費 195,184                      備品・消耗品費 195,184                      政治活動費 107,159                      組織活動費 43,159                      機関紙誌の発行その他の事業費 64,000                      機関紙誌の発行事業費 64,000</p>
<p>政治団体の名称 子育て・介護・まちづくりネットワーク                      報告年月日 平成28年 7月 8日 円                      1 収入総額 0                      2 支出総額 0</p>	<p>政治団体の名称 白井いわびと後援会                      報告年月日 平成27年11月10日 円                      1 収入総額 40,785                      前年繰越額 40,785                      本年収入額 0                      2 支出総額 32,110                      (翌年への繰越額) 8,675</p>	<p>政治団体の名称 すえき英を応援する会                      報告年月日 平成27年10月26日 円                      1 収入総額 1,218,044                      前年繰越額 418,044                      本年収入額 800,000                      2 支出総額 4,700                      (翌年への繰越額) 1,213,344</p>
<p>政治団体の名称 しばき健一とオンラインの小金井を創る会                      報告年月日 平成28年 3月30日 円                      1 収入総額 1,000                      前年繰越額 1,000                      本年収入額 0                      2 支出総額 0</p>	<p>3 支出の内訳                      政治活動費 32,110                      組織活動費 32,110</p>	<p>政治団体の名称 自民クラブ                      報告年月日 平成28年 3月31日</p>

<p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 800,000</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 800,000</p> <p>政治団体からの寄附 800,000</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 4,700</p> <p>備品・消耗品費 4,700</p> <p>5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)</p> <p>(寄附者)</p> <p>(政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地)</p> <p>ねんりんの会 800,000 千代田区</p>	<p>政治団体の名称 政治結社國士館黨</p> <p>報告年月日 平成27年11月12日</p> <p>1 収入総額 0 円</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>政治団体の名称 中島よしきを応援する会</p> <p>報告年月日 平成28年 8月 9日</p> <p>1 収入総額 172,000 円</p> <p>前年繰越額 102,800</p> <p>本年収入額 69,200</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(翌年への繰越額) 172,000</p>	<p>1 収入総額 0 円</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>政治団体の名称 のとやまさあき世田谷政策研究会</p> <p>報告年月日 平成28年 2月25日</p> <p>1 収入総額 0 円</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>政治団体の名称 はがりゅう後援会</p> <p>報告年月日 平成28年 3月31日</p> <p>1 収入総額 0 円</p> <p>2 支出総額 0</p>
<p>政治団体の名称 スパイ防止法制定促進三多摩会議</p> <p>報告年月日 平成27年11月 2日</p> <p>1 収入総額 885,190 円</p> <p>前年繰越額 685,190</p> <p>本年収入額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(翌年への繰越額) 685,190</p> <p>政治団体の名称 政策会議幕館</p> <p>報告年月日 平成28年 5月10日</p> <p>1 収入総額 0 円</p> <p>2 支出総額 0</p>	<p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 69,200</p> <p>政党匿名分を除く寄附の額 69,200</p> <p>政治団体からの寄附 69,200</p> <p>4 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)</p> <p>(寄附者)</p> <p>(政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地)</p> <p>民主党東京都第21区 69,200 立川市 総支部</p> <p>政治団体の名称 納田さおり推せん会</p> <p>報告年月日 平成28年 3月31日</p>	<p>政治団体の名称 波多野里奈を支える会</p> <p>国会議員関係政治団体に関する特別の適用期間 1月 1日から12月23日</p> <p>資金管理団体の指定の期間 1月 1日から12月23日</p> <p>報告年月日 平成28年 2月 1日</p> <p>1 収入総額 961,678 円</p> <p>前年繰越額 961,678</p> <p>本年収入額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(翌年への繰越額) 961,678</p> <p>3 資産の内訳 不動産</p>



<p>(品目) (取得年月日)                  街宣車 平成23年 2月14日                  (数量) (取得の価格)                  1台 1,500,000 円</p>	<p>本年収入額 1,075,000                  2 支出総額 1,045,980                  (翌年への繰越額)                  3 本年収入の内訳 70,509                  個人の負担する党費又は会費 (52人)                  寄附の総額 1,023,000                  政党匿名分を除く寄附の額 1,023,000                  個人からの寄附 1,023,000</p>	<p>山本 賢一 400,000 岡山県倉敷市                  政治団体の名称 私の政策                  報告年月日 平成28年 3月30日                  1 収入総額 75,125 円                  前年繰越額 15,125                  本年収入額 60,000                  2 支出総額 0                  (翌年への繰越額)                  3 本年収入の内訳 75,125                  寄附の総額 60,000                  政党匿名分を除く寄附の額 60,000                  個人からの寄附 60,000</p>
<p>政治団体の名称 みんなの党北区                  報告年月日 平成27年12月 9日                  1 収入総額 0 円                  2 支出総額 0</p>	<p>4 支出の内訳                  経常経費 842,693                  光熱水費 52,074                  備品・消耗品費 3,830                  事務所費 786,789                  政治活動費 203,287                  組織活動費 63,640                  機関紙誌の発行その他の事業費 123,147                  機関紙誌の発行事業費 6,309                  宣伝事業費 116,838                  調査研究費 6,500                  寄附・交付金 10,000</p>	<p>5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)                  (寄附者) (金額) (住所)                  (個人からの寄附) 600,000 武蔵野市                  山本 ひとみ</p>
<p>政治団体の名称 山本ひとみを応援する会                  報告年月日 平成28年 3月31日                  1 収入総額 1,116,489 円                  前年繰越額 41,489</p>	<p>5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)                  (寄附者) (金額) (住所)                  (個人からの寄附) 600,000 武蔵野市                  山本 ひとみ</p>	<p>5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)                  (寄附者) (金額) (住所)                  (個人からの寄附) 600,000 武蔵野市                  山本 ひとみ</p>

●東京都選挙管理委員会告示第百五十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。)第六条第一項(法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があつたので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年十一月四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
日本のことを大切にする党参議院東京都第一支部	鈴木 麻理子	鈴木 麻理子	千代田区丸の内2-3-2	H28. 5. 30	○	参議院議員
日本を元気にする会参議院東京都支部	松田 公太	戸次 貴彦	北区上十条2-25-14	H27. 11. 2	○	参議院議員

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
市民の力・東京	中村 雅子	村田 文雄	江東区大島8-2-10	H28. 5. 16	佐藤 香、参議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
東京から日本を考える会	藤田 孝行	藤田 忠孝	世田谷区経堂4-14-10	H28. 5. 19
東京都知事を変える会	中根 善弘	北田 侑也	豊島区北大塚2-28-7	H28. 5. 30
東京21会議	高橋 直樹	坂本 美紀	日野市落川621	H28. 5. 10
はっぴーえんどう会	遠藤 清明	遠藤 清明	港区港南3-4-12	H28. 5. 13
細野真理後援会	長島 正人	尾坪 順	中央区入船3-4-2	H28. 5. 26
六者組合	生田 興克	生田 仁	中央区月島3-4-5	H28. 5. 30

●東京都選挙管理委員会告示第百五十六号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。  
 平成二十八年十一月四日  
 東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
東京維新の会	藤巻 健史	主たる事務所の所在地	大田区千鳥2-35-5	中野区本町2-49-12	H28. 5. 30
自由民主党小金井総支部	木村 基成	主たる事務所の所在地	小金井市中町3-7-1	小金井市本町2-20-8	H28. 5. 1
自由民主党東京都衆議院比例区第一支部	赤枝 恒雄	会計責任者の氏名	赤枝 久季	鈴木 美紗	H28. 3. 31
自由民主党東京都港区第三十二支部	有働 巧	主たる事務所の所在地	港区台場2-2-2	港区南青山4-8-6	H28. 4. 28
自由民主党東京都目黒区第三十七支部	佐藤 功	代表者の氏名	佐藤 功	佐藤 光伸	H28. 5. 2
日本を元気にする会参議院東京都支部	松田 公太	主たる事務所の所在地	新宿区四谷4-1	北区上十条2-25-14	H27. 12. 30
民進党東京都第25区総支部	山下 容子	政治団体の名称	民進党東京都第25区総支部	民主党東京都第25区総支部	H28. 5. 19
		主たる事務所の所在地	青梅市河辺町5-29-26	羽村市五ノ神1-8-6	H28. 5. 19

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
青木かつよし後援会	青木 勝喜	主たる事務所の所在地	多摩市聖ヶ丘1-11-2	多摩市連光寺6-29-21	H28. 5. 18
青山秀雄後援会	内野 勲雄	会計責任者の氏名	花岡 靖智	神田 節子	H27. 6. 26
足立さわやか会	湯川 貴子	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	H27. 3. 1
あんしん世田谷、街づくりの会	西村 孝	主たる事務所の所在地	世田谷区代沢1-5-14	世田谷区南島山6-4-12	H28. 5. 27
いなはしゆみ子とはじめの一步	稲橋 裕美子	主たる事務所の所在地	立川市柏町4-56-10	立川市砂川町7-21-13	H27. 8. 28
			会計責任者の氏名	田中 美保	山中 ゆう子
笑顔と子ども	竹内 聖織	政治団体の名称	笑顔と子ども	0から始める選挙委員会	H28. 5. 16
輝く多摩市を創る会	青木 勝喜	主たる事務所の所在地	多摩市聖ヶ丘1-11-2	多摩市連光寺6-29-21	H28. 5. 18
かのあきら後援会	鹿野 晃	会計責任者の氏名	鹿野 晃	鹿野 悠起子	H28. 5. 11
川田龍平を応援する会	汐見 稔幸	会計責任者の氏名	栗下 善行	板倉 勝教	H28. 5. 20
毅友会	田畑 毅	会計責任者の氏名	永易 秀一	中山 まゆみ	H28. 5. 27
行政書士による片山さつき後援会	彦坂 登	主たる事務所の所在地	港区新橋6-5-4	港区麻布十番2-17-3	H28. 1. 1
こだまかくお後援会	児玉 覚生	主たる事務所の所在地	世田谷区若林4-23-3	世田谷区弦巻2-30-20	H27. 11. 1
JM品川区議団	鈴木 真澄	主たる事務所の所在地	品川区南品川5-11-33	品川区戸越4-2-6	H28. 5. 26
			代表者の氏名	鈴木 真澄	渡辺 裕一
人権擁護懇話会	丸井 昌弘	政治団体の名称	人権擁護懇話会	日本人権推進協議会 全国水 和会 東京都本部	H28. 5. 10
税理士による片山さつき後援会	原田 伸幸	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	H27. 12. 31
timespot 政治カフェ	児玉 覚生	主たる事務所の所在地	世田谷区若林4-23-3	世田谷区弦巻2-30-20	H27. 11. 1
平将明を囲む税理士の会	加藤 雅人	主たる事務所の所在地	大田区西蒲田7-47-1	大田区西蒲田8-2-1	H28. 4. 7
			代表者の氏名	加藤 雅人	壽藤 博明
拓育会	山口 拓	主たる事務所の所在地	世田谷区太子堂5-16-9	世田谷区太子堂3-18-3	H28. 5. 17
立川・生活者ネットワーク	稲橋 裕美子	主たる事務所の所在地	立川市柏町4-56-10	立川市砂川町7-21-13	H27. 8. 28
			会計責任者の氏名	田中 美保	富永 文子

谷山きょう子とこのゆびと まれ	谷山 恭子	主たる事務所の 所在地	立川市柏町4-56-10	立川市砂川町7-21-13	H27. 8. 28
		会計責任者の 氏名	田中 美保	富永 文子	H28. 4. 1
田の上いくこと共に立ち上 がる会	西澤 郁子	主たる事務所の 所在地	江戸川区船堀5-12-8	江戸川区宇喜田町1126	H28. 5. 6
つばさ政治経済研究会	犬伏 秀一	主たる事務所の 所在地	大田区蒲田5-34-10	大田区蒲田5-32-6	H28. 5. 23
東京自治フォーラム	遠藤 幹夫	主たる事務所の 所在地	千代田区飯田橋3-9-3	新宿区上落合2-28-7	H28. 5. 21
東京・生活者ネットワーク	水谷 泉	代表者の氏名	水谷 泉	池座 俊子	H28. 5. 17
なかひろ会	中津川 博郷	公職の種類 (第一号)	衆議院議員	参議院議員	H28. 5. 30
		公職の候補者 の氏名及び公 職の種類(第 二号)	中津川 博郷、衆議院議員	中津川 博郷、参議院議員	H28. 5. 30
日本業業政治連盟東京支部	長福 恭弘	会計責任者の 氏名	加藤 尚章	八木岡 義昭	H28. 5. 12
長谷川たかこ後援会	湯川 貴子	国会議員関係 政治団体の区 分	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	法第十九条の七第一項第一号 及び第二号に係る国会議員関 係政治団体	H27. 3. 1
花輪ともふみ後援会	花輪 智史	主たる事務所の 所在地	世田谷区代沢1-5-14	世田谷区南鳥山6-4-12	H28. 5. 27
山口拓後援会	山口 拓	主たる事務所の 所在地	世田谷区太子堂5-16-9	世田谷区太子堂3-18-3	H28. 5. 17
やまびこ会	鳥山 金一郎	代表者の氏名	鳥山 金一郎	丸山 記久麿	H28. 5. 6
吉原宏後援会	吉原 宏	主たる事務所の 所在地	中野区本町5-38-2	中野区本町4-46-8	H28. 2. 1
Liberal Demo cracy for Ne xt Generatio n	竹田 志帆	主たる事務所の 所在地	千代田区麴町2-6-1	中央区銀座8-16-1	H28. 1. 1

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
維新の党衆議院東京都第6選挙区支部	落合 貴之	H28. 3. 27
生活の党と山本太郎となかまたち東京都第10区総支部	多ヶ谷 亮	H28. 3. 30
民主党東京都第16区総支部	松原 仁	H28. 4. 30

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
いろは会	古居 弘道	H28. 4. 30
小川博後援会	小川 博	H28. 4. 15
改革の会	齊藤 力	H28. 4. 30
島内ゆきえ後援会	島内 幸恵	H28. 3. 1
嶋田一郎後援会	星野 祐二	H28. 5. 5
政策会議葛飾	大高 幹	H28. 5. 10
立石りお後援会	立石 理郎	H28. 3. 31
福祉かつしかネットワーク	大高 幹	H28. 5. 10
福丸かよこ後援会	丹治 誠	H28. 4. 30
亮友会	多ヶ谷 亮	H28. 3. 30

●東京都選挙管理委員会告示第百五十七号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年十一月四日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第百五十八号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十  
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の  
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定  
 により、次のとおり公表する。

平成二十八年十一月四日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
稲橋 裕美子	いなはしゆみ子とはじめの一步	主たる事務所 の所在地	立川市柏町4-56-10	立川市砂川町7-21-13	H27. 8. 28
犬伏 秀一	つばさ政治経済研究会	主たる事務所 の所在地	大田区蒲田5-34-10	大田区蒲田5-32-6	H28. 5. 23
佐々木 浩	佐々木浩を育てる会	公職の種類	区議会議員	区長	H27. 4. 19
谷山 恭子	谷山きょう子とこのゆびとまれ	主たる事務所 の所在地	立川市柏町4-56-10	立川市砂川町7-21-13	H27. 8. 28
中津川 博郷	なかひろ会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	H28. 5. 30
西澤 郁子	田の上いくこと共に立ち上がる会	主たる事務所 の所在地	江戸川区船堀5-12-8	江戸川区宇喜田町1126	H28. 5. 6
花輪 智史	花輪ともふみ後援会	主たる事務所 の所在地	世田谷区代沢1-5-14	世田谷区南烏山6-4-12	H28. 5. 27
山口 拓	山口拓後援会	主たる事務所 の所在地	世田谷区太子堂5-16-9	世田谷区太子堂3-18-3	H28. 5. 17

●東京都選挙管理委員会告示第百五十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第九  
九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消  
し及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった  
旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に  
より、次のとおり公表する。

平成二十八年十一月四日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
湯川 貴子	長谷川たかこ後援会	H27. 3. 1

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
小川 博	小川博後援会	H28. 4. 15



# 告 示 (公)

## ●東京都公安委員会告示第371号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成28年11月4日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

### 記

#### 1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車免許技能検定員審査
- (4) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (6) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 牽引免許技能検定員審査

#### 2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

#### 3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
  - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
  - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識

#### ア 教則の内容となっている事項

- イ 自動車教習所に関する法令についての知識
- ウ 技能検定の実施に関する知識
- エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

#### 4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者  
5 審査の日時及び場所

##### (1) 日時

平成28年12月5日（月曜日）から同月9日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

##### (2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1

番地の1）

#### 6 申請手続

- (1) 申請書類
- ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）
- イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

##### (2) 受付日時

平成28年11月21日（月曜日）及び同月22日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで

##### (3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一

#### 丁目12番5号）

##### (4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成28年11月7日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

##### 7 審査手数料

大型自動車免許技能検定員審査又は中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,450円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,650円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。

##### 8 携行品及び服装

###### (1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具

ウ 黒色又は青色のボールペン

エ 赤色のボールペン

###### (2) 服装

自動車運転に支障のない服装

##### 9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

<p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (6717) 3137 内線5284</p>	<p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能</p>	<p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 平成28年11月21日（月曜日）及び同月22日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号） (4) 申請に関する注意事項</p>
<p>●東京都公安委員会告示第372号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年11月4日</p>	<p>ア 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識 イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p>	<p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成28年11月7日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証を提示すること。</p>
<p>東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英 記</p>	<p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所 (1) 日時 平成28年12月5日（月曜日）から同月9日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時 (2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p>	<p>7 審査手数料 大型自動車免許教習指導員審査又は中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,950円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,400円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p>
<p>1 審査の種類 (1) 大型自動車免許教習指導員審査 (2) 中型自動車免許教習指導員審査 (3) 普通自動車免許教習指導員審査 (4) 大型特殊自動車免許教習指導員審査 (5) 大型自動二輪車免許教習指導員審査 (6) 普通自動二輪車免許教習指導員審査 (7) 牽引<sup>けんいん</sup>免許教習指導員審査 2 審査を受けようとする者の資格 受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。 3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能</p>	<p>6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）</p>	<p>8 携行品及び服装 (1) 携行品 ア 運転免許証 イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン） (2) 服装</p>

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課  
電話 03 (6717) 3137 内線5284

告 示 (消)

●東京消防庁告示第14号

消防法 (昭和23年法律第186号) 第23条の規定により、  
たき火禁止区域を次のように指定する。

平成28年11月4日

東京消防庁

消防総監 高 橋 淳

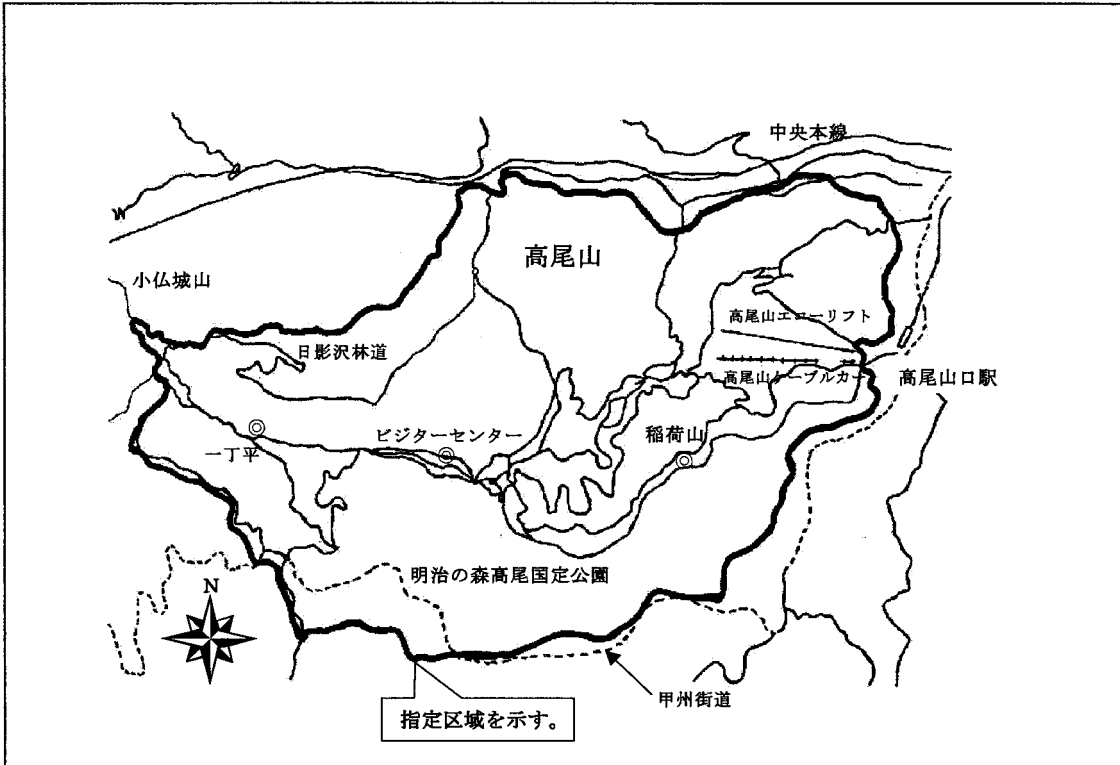
1 指定区域

八王子市高尾町、裏高尾町及び南浅川町 (明治の森高尾  
国立公園指定区域に限る。) の区域 (別図の太線内の  
部分)

2 指定日時

平成28年12月31日午前10時から平成29年1月3日午後  
3時まで

別図



公告

土地区画整理組合の理事の失職及び就任について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九條第一項の規定によりあきる野市初雁土地区画整理組合理事長山本藤男から次に掲げる者が平成二十八年七月六日付けで理事を失職し、同月二十五日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十八年十一月四日

東京都知事 小池百合子

一 失職

氏名 住所

坂本 恵司 あきる野市牛沼百四十九番地

坂本 福久 同 市牛沼百一番地

中村 晋一 同 市牛沼六十二番地

二 就任

氏名 住所

竹松 一雄 埼玉県川越市新富町一丁目十二番地三

号室

松本 秀義 東大和市南街二丁目四十一番地の七

野嶋 幸雄 立川市羽衣町一丁目二十四番十一号コ

ーブ西国立二〇三号

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出に

ついて

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六條の規定に基づき、東京都

指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七條の規定により公告する。

平成二十八年十一月四日

東京都下水道局長 石原清次

代表者を変更した事業者

受理年 指定番号 商号又は 新代表者名 旧代表者名

平成二 四六四九 株式会社 長坂 剛 長坂 紘司

同日二 五一〇二 有田設備 角田 稔 角田 英男

同日二 三八三八 有田設備 角田 稔 角田 英男

同日二 三六一七 有田設備 角田 稔 角田 英男

同日二 三六一七 有田設備 角田 稔 角田 英男

同日二 三六一七 有田設備 角田 稔 角田 英男

同日二 三六一七 有田設備 角田 稔 角田 英男

同日二 三六一七 有田設備 角田 稔 角田 英男

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九

号)第七條の規定により、東京都指定排水設備工事事業者

を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業

者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七

條の規定により公告する。

平成二十八年十一月四日

東京都下水道局長 石原清次

一 指定した事業者

指定番号 商号又は 代表者 事業所所在地

五三七〇 株式会社 二丹田純一 八王子市大谷町五百

五三七一 K・エプ ラン 石戸 京子 足立区神明三丁目十

五三七二 榎本工業 榎本 博 西多摩郡瑞穂町大字

株式会社 箱根ヶ崎二千三百四

十四番地二

二 指定年月日 平成二十八年十月二十七日

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 五〇円 六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001 電話 〇三(五三三二)一一一一(代) 〇三(三八二二)五二〇一(代)